

みえの食セレクション選定要綱

(目的)

- 第1条 三重県で生産・製造される農林水産物および加工食品等から、特徴ある優れた産品を選定し、県内外での情報発信に取り組むとともに、食品バイヤーとの商談機会を創出するなど、重点的なプロモーションを展開することで、選定品の販路拡大を図ることを目的とする。
- 2 常に変化する消費者ニーズに対応するため、研修会を実施するなど、県産品のブラッシュアップとともに、県内事業者の育成を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、県産品とは以下の各号に定めるものをいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定める医薬品、医薬部外品及び化粧品、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める添加物、三重ブランド認定要綱に定める三重ブランド認定品を除く。

- (1) 三重県内で生産される農林水産物（食品に限る。）
 - (2) 三重県内で製造される又は三重県産の主たる原材料を用いて製造される食品であって、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に定める品質表示の対象となるもの及び酒税法（昭和28年法律第6号）に定める酒類
 - (3) (1) に定める農林水産物を用いて県内で生産される製品（工芸品を除く。）
- 2 この要綱において、事業者とは農業、林業、漁業、製造業又は販売業（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。）を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体をいう。

(選定基準)

- 第3条 三重県知事（以下「知事」という。）は、県産品をみえの食セレクションとして選定するにあたり、その選定基準をあらかじめ定めなければならない。
- 2 知事は、選定基準を定めるときは、有識者の意見を聴くことができるものとする。また、変更するときも同様とする。

(選定対象及び選定申請資格)

第4条 みえの食セレクションの選定の対象及び選定の申請を行うことができる資格のある者は、次のとおりとする。

- (1) 選定の対象 県産品
- (2) 選定の申請を行うことができる資格のある者 選定の対象となる県産品の生産、製造又は販売（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。以下同じ。）を行う事業者であって、都道府県が賦課徴収する税と消費税及

び地方消費税に滞納がない者、かつ次のいずれにも該当しない者であること

ア 暴力団が実質的に経営を支配する者

法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 暴力団が実質的に経営を支配する者に準ずる者

（ア）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（イ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（選定の申請）

第5条 知事は、毎年度期限を定めてみえの食セレクション選定の申請を受け付けるものとする。

2 みえの食セレクションの選定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みえの食セレクション選定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（1）みえの食セレクション選定申請調書（様式第2号）

（2）誓約書（様式第3号）

（3）申請者の概要が分かる書類

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

法人以外の団体にあつては、代表者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

個人にあつては、申請者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

イ 申請者の事業内容等が分かる書類

（4）選定を受けようとする県産品の概要が分かる書類

（5）納税証明書

以下アおよびイを提出すること。ただし、分納をしている場合は、直近の納税

が分かる書類および県税については県が、国税については税務署がそれを認めていることが分かる書類を提出すること。また、完納後すみやかに納税証明書を提出すること。

ア 三重県内に本支店や営業所がある事業者については三重県の県税事務所が発行する「納税証明書」（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

イ 全事業者について税務署が発行する「納税証明書その3消費税及び地方消費税」（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

(選定の審査)

第6条 知事は、前条の申請があった場合は、第3条の選定基準に基づき審査を行うものとする。

2 知事は審査の参考とするため、有識者の意見を聴くことができるものとする。

3 申請者は、円滑な審査に協力しなければならない。

(選定結果の通知)

第7条 知事は、第5条の申請が選定基準に適合すると認めたときは、選定をするものとし、その旨を当該申請者にみえの食セレクション選定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 知事は、第5条の申請が選定基準に適合しないと認めたときは、選定をしないものとし、その旨を当該申請者にみえの食セレクション選定審査結果通知書（様式第5号）により、理由を付して通知するものとする。

(選定の公表等)

第8条 知事は、みえの食セレクションとして選定した産品（以下「選定品」という。）の内容及び選定理由等を公表するものとする。

(選定の有効期間)

第9条 みえの食セレクション選定の有効期間は、選定年度の翌年度から5年とする。

(選定内容の変更及び軽微な変更)

第10条 選定品を生産、製造又は販売する事業者（以下「選定事業者」という。）は、選定品の包装、容器、製法または原材料等について変更が生じるときは、みえの食セレクション変更承認申請書（様式第6号-1）により、速やかに知事に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき

(2) 選定品の商品名を変更したとき

(3) 選定品の生産、製造又は販売を休止したとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、第5条第3項(1)(4)に定める記載事項に軽微な変更が生じたとき

- 2 選定事業者は、前項各号のいずれかに該当する内容の変更が生じたときは、みえの食セレクション選定申請事項変更届出書(様式第6号-2)により、速やかに知事に届け出なければならない。

(選定品の変更審査)

第11条 知事は、第10条第1項に定める申請があった場合は、変更後の県産品が選定品と同等と認められるかについて審査を行うものとする。

- 2 前項の審査について、第6条及び第7条の規定は準用するものとする。この場合において、第7条第1項中「みえの食セレクション選定通知書(様式第4号)」とあるのは、「みえの食セレクション変更承認通知書(様式第7号-1)」、同条第2項中「みえの食セレクション選定審査結果通知書(様式第5号)」とあるのは「みえの食セレクション変更承認審査結果通知書(様式第7号-2)」と読み替えるものとする。

(選定の辞退)

第12条 選定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、みえの食セレクション選定辞退届出書(様式第8号)により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 選定品の生産、製造又は販売を廃止したとき
- (2) 大幅な仕様変更を行い、同等品として扱う余地がないとき
- (3) その他選定事業者が必要と認めたとき

(事業実績状況報告書)

第13条 選定事業者は、年度終了後1ヶ月以内に、前年度における選定品の生産量、広報宣伝の取り組み状況等、その他知事が指定する事項について、みえの食セレクション事業実績状況報告書(様式第9号)により知事へ報告しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第14条 知事は、特に必要があると認めるときは、選定事業者に対して報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

(選定の取消)

第15条 知事は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。この場合、選定事業者に損害が生じても、県はその責を負わない。

- (1) 選定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
 - (2) 選定品が選定基準に適合しないと認められたとき
 - (3) 虚偽の申請により選定を受けたとき
 - (4) 第11条及び第12条の規定による届出又は第13条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき
 - (5) 第14条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
 - (6) 選定品の生産、製造又は販売を1年間以上休止したとき
 - (7) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき
- 2 知事は、選定を取り消す場合は、その対象となる県産品及びその者の氏名(法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を公表することができる。
 - 3 第1項の規定に該当することにより選定を取り消された者は、その取り消しの日から1年を経過し、かつ第5条第1項の規定による選定申請期間内でなければ、新たな選定の申請をすることができない。

(選定の表示)

- 第16条 選定事業者は、選定品がみえの食セレクションとして選定を受けたものであることを表示することができる。
- 2 選定の表示に係るロゴマークの使用に関しては、別に定めるみえの食セレクションロゴマーク取扱要領に定める。

(選定事業者の責務)

- 第17条 選定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。
- (1) 選定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
 - (2) 第14条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。
- 2 選定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときには、選定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、みえの食セレクション事故等発生通知書(様式第10号)により、早急に知事に報告しなければならない。

(事務処理)

- 第18条 この選定に関する事務は、雇用経済部県産品振興課が行う。

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成24年11月30日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年6月13日から施行する。
- この要綱は、平成25年12月19日から施行する。
- この要綱は、平成26年10月3日から施行する。
- この要綱は、平成27年2月2日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月4日から施行する。
- この要綱は、令和2年3月5日から施行する。
- この要綱は、令和4年7月29日から施行する。
- この要綱は、令和5年2月20日から施行する。
- この要綱は、令和5年6月14日から施行する。